

平成 18 年 12 月 25 日

規則第 83 号

久喜市市民参加条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市市民参加条例（平成18年久喜市条例第52号。以下「条例」という。）第9条第2項及び第20条の規定に基づき、市民参加の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の方法)

第2条 条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法のうち全部又は一部の方法により行うものとする。

- (1) 市の広報紙への掲載
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 市の施設での閲覧又は配布
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める方法

(大規模な市の施設)

第3条 条例第5条第1項第5号に規定する大規模な市の施設は、その設置に係る費用が3億円以上の施設とする。

(審議会等の公募による委員の選考の方法等)

第4条 条例第9条第2項の審議会等の公募による委員の選考の方法は、次に定めるところによる。

- (1) 審議会等の公募による委員の選考は、久喜市審議会等委員公募選考委員会に諮って行うものとする。
- (2) 審議会等の公募による委員の選考の方法は、書類審査によるものとする。ただし、必要に応じ、面接又は論文による選考を行うことができる。

2 前項の委員の選考の結果は、応募者全員に通知するものとする。

(市民意見提出制度による意見の提出方法)

第5条 条例第10条に規定する市民意見提出制度の実施により提出する意見（以下この条において「意見」という。）は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 市の機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便による送付
- (3) 電子メールによる送付
- (4) ファクシミリによる送付
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

2 意見を提出しようとするものは、当該意見に自らの住所及び氏名（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を明記するものとする。

(市民説明会の開催記録)

第6条 条例第12条第2項に規定する市民説明会の開催の記録は、市民説明会開催記録(様式第1号)により作成するものとする。

(市民政策提案制度による提案の提出方法)

第7条 条例第15条第1項の規定により市民政策提案制度の実施による政策の提案をしようとする提案代表者は、市民政策提案書(様式第2号)及び市民政策提案者署名簿(様式第3号)を、市の機関に提出しなければならない。

(市民参加推進員の登録等の手続)

第8条 条例第16条第2項の規定に係る事項の届出は、久喜市市民参加推進員登録事項届出書(様式第4号)によるものとする。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、当該届出をした者に久喜市市民参加推進員証(様式第5号)を交付するとともに、これを久喜市市民参加推進員登録台帳(様式第6号)に登載するものとする。

3 条例第16条第4項の規定による届出は、久喜市市民参加推進員登録事項変更届出書(様式第7号)又は久喜市市民参加推進員辞退届出書(様式第8号)によるものとする。

4 市長は、条例第16条第5項の規定により市民参加推進員の登録を取り消したときは、久喜市市民参加推進員登録取消通知書(様式第9号)により当該登録を取り消した市民参加推進員に通知するものとする。

5 条例第16条第3項の登録期間が経過した者又は前項の規定による登録の取消しの通知を受けた者は、速やかに第2項の規定により交付を受けた久喜市市民参加推進員証を返却しなければならない。

(市民参加計画及び実施状況の公表事項)

第9条 条例第17条第1項に規定する市民参加計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市民参加を求める施策の名称
- (2) 市民参加の方法
- (3) 市民参加の実施時期
- (4) 市民参加を求める市の機関の担当課
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第17条第2項に規定する前年度における市民参加計画の実施状況については、前項各号に掲げる事項及び実施結果を公表するものとする。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

市民説明会開催記録

説明会の名称	
開催年月日	
開始・終了時刻	
開催場所	
説明者の職氏名	
出席職員の職氏名	
議 題	
配布資料	
参加者数	
説明会の内容	

様式第2号 (第7条関係)

(表)

市民政策提案書

年 月 日

(市の機関名) あて

住所

提案代表者 氏名

電話番号

下記のとおり、久喜市市民参加条例第15条第1項の規定により、提案します。

記

政策提案の名称	※受理番号
提案の内容 (具体的に記入)	

※の欄は、記入しないでください。

(裏)

提案の目的
対象
手段
効果
費用
添付資料 1 条例(案) 2 計画(案) 3 その他()

※ 添付資料は、該当する番号を○で囲んでください。なお、その他に該当するものについては、資料の名称を記入してください。

様式第3号 (第7条関係)

市民政策提案者署名簿

年 月 日

- 1 政策提案の名称
- 2 提案者

番号	氏名	住所	生年月日	区分	備考
				1 市内に居住 2 市内に通勤 () 3 市内に通学 ()	
				1 市内に居住 2 市内に通勤 () 3 市内に通学 ()	
				1 市内に居住 2 市内に通勤 () 3 市内に通学 ()	
				1 市内に居住 2 市内に通勤 () 3 市内に通学 ()	
				1 市内に居住 2 市内に通勤 () 3 市内に通学 ()	
				1 市内に居住 2 市内に通勤 () 3 市内に通学 ()	
				1 市内に居住 2 市内に通勤 () 3 市内に通学 ()	
				1 市内に居住 2 市内に通勤 () 3 市内に通学 ()	

※ 区分は、該当する番号を○で囲んでください。なお、「市内に通勤」に該当する方は勤務先名及び所在地を、「市内に通学」に該当する方は学校名及び所在地を記入してください。

※ 氏名は、自署（視覚に障害をお持ちの方が、点字で自己の氏名を記載することを含みます。）としてください。ただし、身体に障害等があり自署することができない場合は、代筆を行うことができます。この場合、備考欄に代筆者の氏名及び住所を記載してください。

様式第4号 (第8条関係)

久喜市市民参加推進員登録事項届出書

年 月 日

久喜市長 あて

住所

氏名

下記のとおり、久喜市市民参加条例第16条第2項の規定により、登録に係る事項を届け出ます。

記

氏名 (フリガナ)	
住所	(〒 -)
連絡先	電話番号 () -
	ファクシミリ番号 () -
	電子メールアドレス @
生年月日	年 月 日生
区分	1 市内に居住 2 市内に通勤 3 市内に通学

※ 連絡先は、お持ちの方のみ記入してください。

※ 区分は、該当する番号を○で囲んでください。

様式第5号（第8条関係）

（表）

久喜市市民参加推進員証					
第	号				
次の者は、久喜市市民参加推進員であることを証明する。					
住所					
氏名					
生年月日	年	月	日生		
登録期間	年	月	日～	年	月 日
	年	月	日		
久喜市長					印

（裏）

注意事項	
1	市民参加推進員として活動するときは、本証を携帯すること。
2	関係人の請求があったときは、本証を提示すること。
3	本証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
4	登録の取消しの通知を受けたとき、又は登録期間が終了したときは、速やかに本証を返却すること。

様式第7号（第8条関係）

久喜市市民参加推進員登録事項変更届出書

年 月 日

久喜市長 あて

住所

氏名

下記のとおり、登録した事項に変更があったので、久喜市市民参加条例第16条第4項の規定により、届け出ます。

1 登録番号 第 号

2 変更事項

変更前	
変更後	

様式第8号（第8条関係）

久喜市市民参加推進員辞退届出書

年 月 日

久喜市長 あて

住所

氏名

下記のとおり、久喜市市民参加推進員の登録を辞退しますので、久喜市市民参加条例第16条第4項の規定により、届け出ます。

1 登録番号 第 号

2 辞退理由

様式第9号（第8条関係）

久喜市市民参加推進員登録取消通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長、



下記のとおり、久喜市市民参加推進員の登録を取り消したので、久喜市市民参加条例施行規則第8条第4項の規定により、通知します。

- 1 登録番号 第 号
- 2 取消年月日 年 月 日
- 3 取消理由

備考

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、久喜市長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。